

公開日: 2025/01/27

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』 【第89話】「新NISAと公的年金制度」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉
『所得課税第三部門にて。』
【第89話】
「新NISAと公的年金制度」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「それにしても・・・人気は高いな・・・」
昼休みに中尾統括官は、新聞を見ながら呟く。

新NISA（少額投資非課税制度）スタートから1年が経ち、「4人に1人」が口座を持つようになった。2014年に時限措置として始まったNISAはなぜ恒久化された

のか。（以下略）

（※） 朝日新聞デジタル2025年1月21日掲載記事より抜粋。

「・・・新NISAですか・・・」

浅田調査官は、中尾統括官の持っている新聞を覗く。

「・・・もちろん、君も新NISAをやっているのだろう？」

中尾統括官が聞く。

「はい」

浅田調査官は、素直に頷く。

「・・・我々の世代では、中尾統括官の時代と違って、老後の年金受取りについて期待できませんから・・・」と言うと、浅田調査官は傍らにある罫紙を取り出して、厚生労働省の資料を参考にしながら、図を描く。



「・・・我が国では、毎年の保険料収入は、その年の年金給付に充てられるという『賦課方式』を採用しています・・・平均寿命が延び、そのうえ出生率が低下すれば、税収・保険料収入が減少し、その一方で公的年金給付額が増加します・・・そうなれば、現在の年金制度を維持することは困難になります・・・」

浅田調査官は、図を見ながら言う。

「ジェネレーションのコンフリクトだな・・・」

中尾統括官は、小さな声で言う。

「・・・そこで、政府は、若い人に対して、将来の年金を期待せずに、株式の売買等でもうけて、老後の資金を蓄えなさい・・・ということで、新NISAを恒久化したのです・・・」

浅田調査官は、苦笑する。

「・・・ところで、令和5年度の税制改正で、NISA制度については、時限措置から恒久化され、更に、非課税限度額の総額が1,800万円になりました・・・これが令和6年1月から適用されました」

そう言うと、再び浅田調査官は図を描く。

NISA 制度	年間非課税枠・対象資産	一生涯の非課税限度額
つみたて投資枠	120 万円 (40 万円) 積立・分散投資に適した 一定の投資信託	1,800 万円 枠内 1,200 万円
成長投資枠	240 万円 (120 万円) 上場株式・投資信託等	

そして、浅田調査官は、図の下に以下の注記を書く。

- (注) 1 カッコの金額は、改正前の金額である。
 2 口座開設期間 ➡ 恒久化。
 3 対象年齢は、18歳以上。
 4 非課税保有期間は、無期限である。

「・・・非課税枠が1,800万円あるということは・・・我々にとって、大きいです」

浅田調査官は、大きく頷く

「・・・君は・・・以前、日本株よりも米国株の値上がりの方がはるかに大きいといっていたが・・・新NISAでは、米国株を買っているの？」

中尾統括官が浅田調査官の顔を見る。

「もちろんですよ」

浅田調査官は、得意そうな表情になる。

「ただし、外国株を購入するときには、注意しなければなりません」

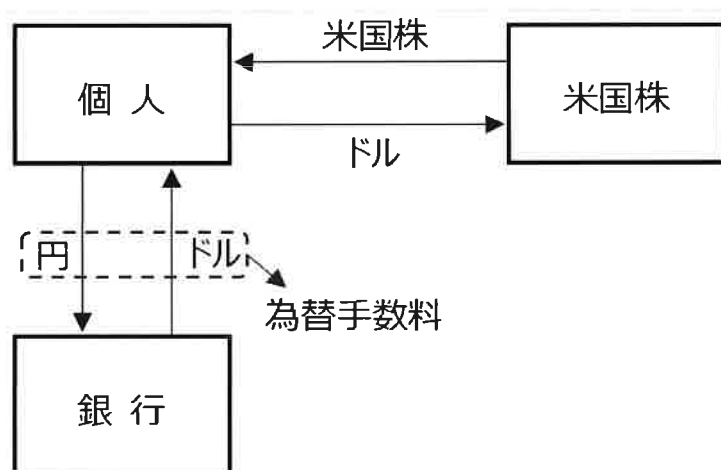
今度は、浅田調査官が中尾統括官を見る。

「・・・新NISA制度では、投資対象として、米国株や米国ETFも含まれます・・・そして、売却益・配当金にかかる国内の税金は非課税となります・・・しかし、米国株は国内株と売買手数料が異なり、また、為替手数料についても注意しなければなら
ない・・・」

浅田調査官は、更に説明を続ける。

「米国株などを売買すれば、当然、為替手数料が発生します・・・インデックスファンドを買うのであれば・・・「S&P500」など米国株のインデックスであっても、ファンドを運営しているのは、日本の証券会社なので日本円で売買ができます・・・しかし、米国の個別銘柄株やETFを購入する場合には、日本の証券会社は仲介に過ぎないため、米ドルで購入しなければなりません・・・そのため、円を米ドルに替えるので為替手数料がかかるということです・・・」

浅田調査官は、簡単な図を描く。



「・・・そして、米国のETFや個別銘柄株を売却して利益を得た場合、日本では、日本株と同じく20.315%が課税されます・・・ただ、非居住者は、米国株の売却益について、米国で課税されません・・・しかし、配当金・分配金については、米国でも課税されます・・・また、米国では、日米租税条約によって、10%が源泉徴収され、その引かれた額に対して日本国内で20.315%が課税され、税率は、約30%となります・・・ただし、これは二重課税となるため、確定申告をすれば、外国税額控除で、米国での源泉徴収分の全額、又は一部の還付を受けることができます・・・」

そして、浅田調査官は、突然思い出したように、付け加える。

「・・・ただし、NISAで非課税になるのは、日本国内の課税のみですから、米国株の配当金・分配金に対する米国での10%は課税されます・・・また、この場合、二重課税にならないので、外国税額控除も受けることはできません・・・」

浅田調査官は、そう言うとニコリと笑う。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』」は、不定期の掲載となります。

連載目次

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』

- ・ 【第1話】 所得税法56条と租税回避
- ・ 【第2話】 ビットコインと雑所得
- ・ 【第3話】 措置法26条と概算経費
- ・ 【第4話】 所得控除の見直し
- ・ 【第5話】 重加算税の適用
- ・ 【第6話】 発信主義と到達主義
- ・ 【第7話】 所得税法121条1項の趣旨
- ・ 【第8話】 株主優待乗車証と雑所得
- ・ 【第9話】 年金受給権と一時所得
- ・ 【第10話】 人生100年時代と賦課方式
- ・ 【第11話】 サラリーマンと特定支出控除
- ・ 【第12話】 土地・建物の一括譲渡の価額区分
- ・ 【第13話】 重加算税と延滞税
- ・ 【第14話】 内縁の妻と配偶者控除
- ・ 【第15話】 修正申告と更正等予知前
- ・ 【第16話】 非居住者からの不動産売買
- ・ 【第17話】 航空機リース事件